

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正社員を区別せず、均等待遇をなくそうと差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

給与支給ミスの改善は？

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3656
16年5月27日(金)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。
5月も下旬となり、梅雨が目の前に迫ってきています。周りには時季外れのインフルエンザに感染したという話も聞きます。体調管理には気を付けましょう。

先日、郵政ユニオン退職者の方から連絡がありました。内容は「会社のミスで支給されていなかった賃金の計算が終了し、準備が出来たと長崎中央郵便局から連絡が来た」との事でした。これは、昨年5月22日（No.3553）の「未来」で指摘した「高齢者再雇用型社員の祝日の取り扱いは」のミスによる賃金未払いの事です。
退職者の方からは「ミスを見つけて下さった方にお礼を言っておいて下さい」と伝言を頼まれました。本人にしてみれば思いもよらない清算・振込で、喜びの方が大きく、会社のミスの事は気にしていませんでした。

ただ、ミスを発見し指摘した我々の立場からすると、支給するまで何故、一年もかかったのか不思議でたまりません。対象が退職者という事を考えると（病气等で亡くなられる可能性も高い）も少し早く計算し支給して欲しかったと思います。



給与明細には、追給や返納額が記載されている時があります。経理など担当者には聞かなくてもわかる時はいいのですが、基本はその都度、本人へ説明が必要ではないでしょうか？

私事ではありますが、5月から妻が扶養から外れました。遅くとも事実発生から15日以内に申告するようになつていて、後で手当を返納するよりはと思い、4月下旬に書類を提出しました。当然、今月の扶養手当から支給されないと思つていたら、支給されていきました。総務に行つて確認したら、「熊本地震で支社の業務にも影響が出ていて、認定が遅くなつていて、その事支給された手当は来月返納になると思います。」との解答でした。それならそれで

先に説明するべきではないでしょうか。

また、3月に長中支部で8名が70分のストライキに入り、4月の給料で賃金カットされました。しかし、期間雇用社員は60分しかカットされておらず、5月の給料で10分賃金カットされました。これは、我々が給与減額証明書を申請した事で発覚しました。その際に、対象社員には説明するように求めましたが、説明されていません

でした。

この間、長中局支部は3月に指摘し清算させた「年末年始手当の未支給問題」など、疑問に思う事はすぐ、労使窓口や機関紙で取り上げてきました。指摘すれば、その都度長中局はきちんと対応しています。しかし、ユニオンが支給ミスを見・指摘しなければ調査しようとならない会社の給与計算事務は不備があると思えます。この2件だけで精算額・追支給額は200



給与や手当に
関して言えば、あまり理解していない人も多く、間違いはないだろうという先入観があるのも事実です。しかし、計算は機械がしても、入力人間がします。人間の作業には間違いは付き物です。おかしいなと思ったら、すぐ担当者に聞きに行くか、ユニオンに相談に来てください。

万円を超えらると思われま

平成28年4月15日

日本郵政株式会社
長崎中央郵便局長

拝啓 時下ますます新緑の季節のこととお慶び申し上げます。
早業社郵便事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度は在職中の給与支給について、以下のとおり追給が判明しましたのでお知らせいたします。
多大なご迷惑をおかけしましたこと心よりお詫言申し上げますとともに、今後このようなことを起こさないよう努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 精算概要
再雇用期間（退職者の退職決定は4週間（26日）に4日の週休及び14日の休養、10日が勤務日となっています。
そのため、祝日については休んだ場合においても、勤務日としてカウントし、14日休養日を確保しなければならぬところ、祝日を勤務日とカウントしなかったことから、結果休養日の日数が不足していたものです。
よって、不足する休養日については、休養出勤として取り扱い補償を行うこととします。
また、平成28年度の年末年始手当において、半額しか支給してなかったため残りの半額の手当の精算を行うこととします。